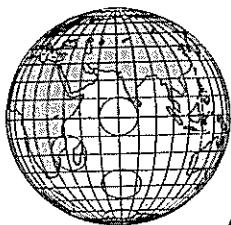


ISBN4-492-44138-7 C3033 P2000E



霞が関発 特別レポート 世界経済を読む 経済学者を 読む道を

霞が関発
特別レポート

世界経済を読む

豊田 博 編

東洋経済
44138

この一年のさまざまな変化は、それらが單に大きな「出来事」として次々に起つたのではなく、いずれもが八〇年代までの世界の政治・経済・社会の流れの帰結として起こるべくして起つたものである。それが故に、これら事象は九〇年代の、ひいては二一世紀の世界経済秩序の在り方を規定する。



豊田 博 (とよだ・ひろし)

東京大学法学部を卒業し大蔵省入省。ケンブリッジ大学MA、国際金融局、主税局、理財局、証券局を歴任、海外はワシントンDC、コートジボワール、パリ、ロンドンに駐在。特に84年からの欧州駐在時には“ビッグバン”“ブラックマンマー”に遭遇、その衝撃を『シティ一発金融特別通信』(日本経済新聞社刊)に著した。国際金融局調査課長(90~91年6月)在任中はもちまえの潤達さで若手をリードしつつ、続発する劇的「出来事」の意義、相互関係の解明に努める。本書はその成果である。現在、国際金融局開発機関課長。

定価 2000円(本体1942円)

I

共産主義の幻想から覚めた ソ連、東欧、そして中国？



執筆者紹介

豊田 博 (編集・総括)

大蔵省国際金融局調査課長
(総括, 第7章, 第8章)

1977年大蔵省入省, スタンフォード大学留学, 尾道税務署長, 大蔵省国際金融局, 銀行局, 理財局等を経て1990年より国際金融局調査課総括課長補佐

松田 学 (第1章, 第2章, 第3章, 第4章, 第9章, 第10章)

1981年大蔵省入省, ポン大学留学, 内閣官房出向, 洋本税務署長, 大蔵省広報室, 理財局等を経て1990年より国際金融局調査課課長補佐

田中和子 (第5章, 第6章)

1966年大蔵省入省, 大臣官房調査企画課, 国際金融局等を経て1990年より国際金融局調査課国際業務専門官

安藤嘉昭 (第5章, 第6章)

1984年大蔵省入省, 1989年より国際金融局調査課調査係長

保井俊之 (第7章, 第8章)

1985年大蔵省入省, OECD勤務等を経て1990年より大蔵省国際金融局調査課企画係長

桜井 誠 (第1章, 第2章, 第3章, 第4章, 第9章, 第10章)

1986年三和銀行入行, 1989年より大蔵省国際金融局調査課国際収支第2係長

執筆協力者

吉村 聖 (1977年大蔵省入省), 土屋友幸 (1962年大蔵省入省), 山本清貴 (1976年大蔵省入省), 中島恵美子, 高波 学 (1982年大蔵省入省), 江島一彦 (1990年大蔵省入省), 篠崎薫広 (1990年大蔵省入省), 寺岡光博 (1991年大蔵省入省)

(91年6月現在)

7章 日米金融摩擦の行方

1 サービス産業、とりわけ金融サービスは米国の戦略産業

「近年に至るまで、米国はサービス産業に明白な競争力をもつてきた。とくに金融サービス部門において、米国企業は生産的で技術的なイノベーションで知られている。」米下院銀行委員会米国金融機関の国際競争力強化に関する作業部会（通称ラファエルス作業部会）における一九九〇年七月一七日の公聴会で、ラファエルス部会長はこう発言している。

米国の国民総生産（一九八八年）の七二%を第三次産業が占めている（米国商務省、*Survey of Current Business*、91年1月号）。ことからも明らかかなように、米国経済におけるサービス産業は先進国で最も大きい比重となっている（日本は国民総生産の五九%が第三次産業）。さらに、統計分類上の制約を考慮すれば、実態はこの数字が示すよりも大きいと考えられる。たとえば、多業種の会社を傘下に收める巨大コングロマリット等については、サービス部門にかなり大きな比重があつたとしても、親会社が製造業であればサービス産業の会社とは分類されない。また、製造業と分類される会社

の内部においても、リース業、不動産販売等のサービス部門の売上高が増加している。

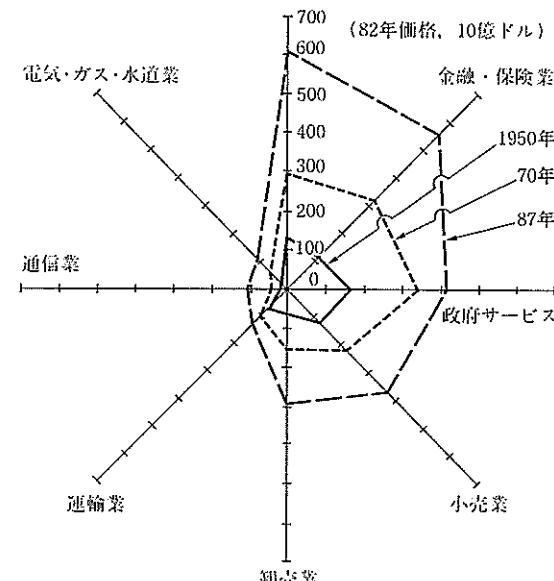
米国サービス産業の有力ロビイスト

米国のサービス産業の成長率は、製造業のそれをこの三〇年間一貫して上回つており、まさに米国経済の牽引車となつてゐる。米国サービス産業のなかでは、医療サービスや情報処理サービス等の一般サービス、および金融・保険サービスがこの三〇年間で最も伸びが高い（図7-1参照）。サービス産業の急速な成長、それにもとなうサービス貿易に対する関心の高まりから、一九八〇年代からサービス産業をメンバーとする民間組織が米国で次々と設立された。その代表的なものは、サービス政策諮詢委員会（SPAC）とサービス産業連盟（CSI）の二つである。サービス産業諮詢委員会は、アメリカン・エクスプレスの社長であるジェームス・ロビンソン三世が議長をつとめ、主要なサービス産業のトップ、労働者サイドの代表、大学教授等により構成される、政策提言を目的とした委員会である。貿易政策、国際通商政策、情報等の国際流通問題、サービス貿易関連データ改善問題の四つの小委員会に分かれ、それぞれの分野に関する政策的勧告を提出している。また、もつ一方のサービス産業連盟（CSI）は、一九八二年、アメリカン・エクスプレス、ベクテル、シーランド、ピート・マーウィック、シティ・バンク、アメリカン・インターナショナル等が中心となつて設立した会員制の組織である。

これらの民間サービス産業組織は、議会および行政府に対して広範なロビー活動を行つてゐる。とりわけサービス産業連盟は強い政治力をもち、とくにウルグアイ・ラウンドをはじめとする多国間の

図 7-1 サービス産業の実質付加価値生産額の推移

狭義のサービス業(人材派遣等)



(出所) 富士総研「富士タイムズ」1990年5月号「米国経済のサービス化が進展」より引用(原資料は米商務省, Survey of Current Business)。

貿易交渉、および二国間の貿易交渉を司る米国通商代表部(USTR)や、各国との金融協議を行っている財務省に対する強い影響力をもつてゐるといわれている。

サービス産業連盟は、とくに金融サービス部門で積極的なロビー活動を行ってきており、下部組織として金融サービス・グループを有している。

同グループが90年1月に出版したパンフレット『ウルグ

アイ・ラウンドにおける金融サービス——交渉の目的と中心的課題』によれば、金融サービス・グループはサービス貿易、なかんずく金融サービスの貿易の自由化を促進するために設立され、金融サービス産業が米国の産業界に占める大きなプライオリティーを確認し、米国の金融機関が世界的にサービスを供給するために、ウルグアイ・ラウンドの成功を推進し、行政府および議会に精力的な助言を与える団体である、と定義されている。

このことは、米国産業界は、自国の産業の成長株であるサービス産業のなかでも、とくに金融サービス部門に強い利害と関心を有していることの証左といえよう。先のラファルス部会長の発言も、米国のサービス産業における金融サービスの占める地位を踏まえた発言と理解することができるのではないか。

2 米国金融サービス業界の競争力低下と日系金融機関の対米進出

では、米国金融サービス産業は世界一の競争力を有しているだろうか。残念ながら自負心の強い米金融サービス業界にとって、どうにも信じたくないような現実が生じてきているようみえる。たとえば総資産による世界の銀行のランキング表を眺めてみよう。この二〇年間は、米国の金融サービス業界が世界的な競争力を失ってきた二〇年間であると形容する向きもある。一九六九年には米銀が上位三位を独占し、上位三〇行のうち九行を占めていたのに對し、一九八九年には上位一〇行のうち八行が邦銀によって占められ、米銀の名前は第二七位にシティ・バンクの名がみえるだけ(預金ベーカス)になっている。為替レート等比較の前提の問題はあるものの、米銀の歩は著しく後退し、代わって邦銀が上位六位を独占するに至つており、日米の銀行の力関係は完全に逆転したかのようみえる。英國シティにおける米銀の支店設置数をとつてみても、採算の低下からくる業務の縮小等からこの五年間で、約四分の一が撤退を余儀なくされている。

本当にあるのか、日米金融機関の競争力格差

しかし、八〇年代以降の日米の金融機関を取り巻く環境変化とそれにもなう日米経営戦略の相違を考え合わせると、日米の金融機関に大きな競争力格差が生じているとするのは疑問だという声もある。

まず日本の金融機関について考えれば、八〇年代における国際業務の急拡大には、次のようない要因があつたとの分析がある。すなわち、邦銀の円建て国際資産の拡大が円高によってドル・ベースで加速されたこと、東京オフショア市場を通じた日本の金融機関の間の資金ディーリングの大幅拡大、外貨建てインバクトローン等の国内顧客向け国際資産の拡大、日本の対外証券投資残高の四分の一を占めるいわゆる「ドルードル型」証券投資（ユーロドル短期資金を調達し、ドル長期債へ投資する型の投資）の急増等である。八〇年代における邦銀の対外資産の拡大は、日本の金融機関の国際競争力の向上とあまり関係のないこれらの要因が大きく貢献していたといふこともできよう。一方、米国の金融機関については、七〇年代以降進展した米国金融市场における証券化（セキュリタイゼーション）、F.R.B.の自己資本比率規制の強化、資産収益率（ROA）の重視、さらに累積債務国向け債権の償却問題といった金融環境の悪化に直面し、オンラインス資産の伸びを抑制するとの経営方針を探り、積極的に不採算部門を縮小し、資産の売却を行ったことが資産規模があまり拡大しなかつた要因となつたと考える向きもある。また、八〇年代の日米双方のマクロ経済状況も両国の金融機関の資産規模に違いをもたらす大きな要因となつたといえよう。プラザ合意以降の円高・ドル安の進展は日本の金融

機関の資産をドル建てでみた場合の名目的拡大要因になるだけではなく、日本企業の対米進出を促進し、日本の金融機関のビジネス・チャンスを拡大するという資産の実質的拡大要因ともなつたのである。

根強い懸念

このような要因を考慮してもなお、米国サービス産業の花形であつたはずの米国金融機関が、実は国際的にみて競争力を失っているのではないかという懸念は米国において、少なからず存在する。たとえば、グリーンズパンF.R.B.議長は九〇年四月四日下院で議会証言を行い、米国は外国銀行との比較に終始するよりも、むしろ米国の銀行自身のパフォーマンス、競争力向上のための方策を議論すべきであると指摘したうえで、具体的に米国の銀行の資金調達コスト低下を妨げるさまざまな要因を除去することが必要であり、財政赤字の削減、グラス＝スティーガル法および州際業務の見直し等が必要であるとしている。

米国議会も、米国金融機関の競争力強化に強い関心をもつてゐる。下院銀行委員会（ゴンザレス委員長）は一九八九年に、米国金融機関の国際競争力強化に関する作業部会を設置した。このラフアルス作業部会は、九〇年一月より政府高官、銀行家等から証言聴取を開始し、米国、日本、E.C.における、①内国民待遇の理念と実態、②外国銀行の浸透度、③銀行関連法の比較等について調査を行い、九〇年一〇月末に最終報告書をとりまとめた。報告書は、変化する世界のなかにあつて米国の銀行制度だけが静謐を守っていたために、米国の銀行の競争力は明らかに国内外でかなり弱体化したと

結果主義的アプローチ

まず第一に、これは米国の金融サービス業界および米国議会の一部に根強い議論であるが、日本市場が米国市場に比べて閉鎖的であり、不公正であるため米国の金融機関は実質的な内国民待遇が得られておらず、不利な競争を強いられているのだという説である。

このような議論のなかで最も危険なものは、単なる結果的なシェアの数字だけをとつて、競争に負けたのは相手国が不公正だからという立論であろう。もちろん、米国でも多くの人々は、たとえば野球の試合でどちらかのチームが勝ち越したからといって、勝ったチームが不公正であつたという証拠にはならないと考えている。しかし、世界のなかには自分のひいきのチームが勝たないと、相手チームが何か不公正なことをやっているのではと考えたくなる人がいることも確かである。

結果主義的アプローチは米国議会の一部に根強い支持を受けていた。リーグル米上院議員（上院銀行委員会委員長）は九一年二月五日、金融サービス公正取引条項（いわゆるリーグル・ガーン条項）

ものの、そのシェアは、米銀以外の外銀のシェアがさほど落ちていないにもかかわらず急激に減少している。このような数字によつて、邦銀は米国市場でかなりの程度成功を収めているのに対し、米銀は日本市場で苦戦を強いられているという状況が、米国金融サービス関係者や米国議会の一部にとって強く印象づけられている。

では、なぜ日本の金融機関が米国内でシェアを伸ばしているのに対し、米国の金融機関は日本においてシェアを伸ばせないのであろうか。議論は大別して二種類に分かれる。

活動状況および日本における米銀の活動状況を比較してみると、一層明白になつてくる（表7-1）。たとえば、一九八九年には、米国における商工業貸付の二八・五%を外銀が、うち一六%を邦銀が占めているのに対し、日本における銀行総貸出金の二・七%を外銀が、うち〇・三%を米銀が占めているにすぎないというデータがある。しかも、米銀は日本市場において支店数は伸ばしている

表 7-1 日米銀行の相手国における活動
A. 米国における外国銀行の活動状況

暦年、末残	1985	1989
	100万ドル(%)	100万ドル(%)
外 国 銀 行	105.7 (21.8)	178.9 (28.5)
うち日本系	39.7 (8.2)	100.3 (16.0)
米 国 銀 行	378.6 (78.2)	449.4 (71.5)
合 計	484.3 (100)	628.3 (100)

(出所) American Banker.

B. 日本における外国銀行の活動状況

暦年、末残	1984	1989
	1000億円(%)	1000億円(%)
外 国 銀 行	67.3 (3.01)	103.5 (2.65)
うち米国系	26.0 (1.16)	10.8 (0.28)
全 国 銀 行	2,169.1 (97.0)	3,797.3 (97.3)
合 計	2,236.4 (100)	3,900.9 (100)

(注) 全国銀行（第二地方銀行加盟行（相互銀行を含む）を除く）の預金（譲渡性預金を含む）、貸出金は国内店勘定。

(出所) 日銀「経済統計月報」等。

述べている。そして、米国金融機関が再び大きな競争力をもつ世界のリーダーになるためには、国内貯蓄率を引き上げ、財政赤字を縮減することで米国の銀行の資本コストを引き下げ、州際業務規制の見直しを行い、金融機関の健全性を維持するに十分な効率的な監督システムを確立することが必要であると結んでいる。

日米銀行の相手国における活動の実態

日本銀行の活動のコントラストは、近年の米国における邦銀の

ストは、近年の米国における邦銀の

を含む国防生産法改正法案の上院提出の理由説明にあたって、日本の銀行はすでに米国の銀行資金量の一五%を支配しているにもかかわらず、米国市場でなお勢力を強めようとしているのに対し、米国の銀行は日本の市場で抑え込まれていると述べ、米国はこのような差別的状況を甘受せねばならないような立場に置かれるべきでないと主張した。しかし、このような結果主義的なアプローチをつづめていくと、たとえばその国の金融市場における外国金融機関のシェアの高さでみると、金融資本市場が自由化されているのは香港とシンガポールだけで、ニューヨークもロンドンも自由化されていないということになりかねない。

日米金融機関の経営姿勢の相違

第二は、日本に進出している米国の金融機関の経営戦略の問題であり、日本における米国の金融機関の地位と米国における日本の金融機関の地位は、データにあらわれるほどの格差はないとの説である。すなわち、日本における米国金融機関の活動については、資産収益率重視の姿勢から資産を増やすことに手数料を稼げるオフバランス取引に重点を置いており、伝統的な貸出業務やリテイル業務にはほとんど興味を示していないとの指摘がある。他方、在米日系金融機関は米国内で日本企業の進出拠点でのファイナンスを扱うほかは、地方公共債の引受け業務をはじめとするホールセール業務のみにしか食い込んでおらず、カリフォルニア州、イリノイ州等いくつかの例外はあるものの、ミドル・マーケットにはほとんど地歩が築けないでいるのではないかと見る向きもある。

なお、九〇年三月末時点で比べた都銀と在日米銀の経費／調達資金比率は、それぞれ〇・六%、

二・〇%となつており、在日米銀の経費率の高さが目につく（調達資金＝預金+CD+債券+コール・手形等）。たとえば、在日米銀の人件費は、都銀のそれに比べてかなり高いのではないかとの指摘がある。

いずれにせよ、八〇年代から進行した日本の金融機関の資産規模の拡大は、日本においても直接金融の比率が着実に増大していること、BIS規制を契機としたオンバランス資産積増しの見直しの気運、それにともなう量的拡大から資産収益率重視の経営戦略への転換等から鈍化するのではないか、と一般的には考えられており、八〇年代に生じた日米の金融機関の資産格差が今後も生じる可能性は少ないと見えよう。

3 「梃子」としてのリーグル・ガーン条項とウルグアイ・ラウンド

外国市場の閉鎖性および外国金融機関の不公正な競争が原因で、米国金融機関の競争力が世界的に見て落ちてきているという認識は、米国金融機関の競争力を取り戻すために、閉鎖的な外国市場を開放させ、不公正な外国に対し報復しなければならないという発想に結びつきかねない。米国議会が報復措置を盛り込んだ保護主義的法案を数多く提出している理由は、閉鎖的な市場を有する外国に報復を加えることによって、その国の市場を開拓させ、米国金融機関のビジネス・チャンスを拡大するための梃子とするという動機からといわれている。

米国の二つの貿易戦略

九一年三月一日、USTRは包括貿易法に基づく九一年貿易政策課題および九〇年年次報告を議会に提出した。この報告で、ヒルズ通商代表は、市場を開放し、貿易を拡大することは経済成長を高め、現在東欧およびラテンアメリカで生まれつつある民主主義諸国を含む途上国の政治的安定性を増大させると述べた。そして、より開放的な貿易システムの刺激なしには、これら途上国は、米国および他の先進国から現在受け取っている経済援助の二・五倍にものぼる保護主義的措置のコストのために國力を消耗してしまうだろうと指摘し、ブッシュ政権の貿易政策は

- (1) ウルグアイ・ラウンドを成功裡に終結させ、
- (2) 主要貿易相手国との間に市場開放交渉を開始し、
- (3) 米国の国内市場の力を、外国市場を開放させ、貿易を拡大するために用いる、

という三つの方針に基づいていると説明している。

米国経済が今後とも着実な成長を続けていくためには、米国産業の輸出力が保たれ、米国企業が国際的競争力を維持しなければならない。このためには、農業、サービス、ハイテクまたは資本財産業といった米国の競争力ある企業が、外国市場で自由に競争できなければならない。そこで八〇年代初頭のドル高時に比べて米国企業が総体的に競争力を回復しつつある現在、外国市場の貿易および投資障壁をなくしていくことは、米国企業が国際市場でより一層有利になる絶好の機会である。こうした考え方を背景に、米国政府はウルグアイ・ラウンドの成功裡の終結と、米国、メキシコ、カナダ自由

貿易協定をはじめとする二国間ないしは複数国との間の貿易交渉に力を注いでいる。九一年の大統領経済諮問委員会年次報告も、ウルグアイ・ラウンドの成功裡の終結と米国、メキシコ、カナダ自由貿易協定を九一年の貿易政策の最優先課題と位置づけ、これらの交渉がうまくいけば、米国に長期的な利益が発生するとしている。同報告の試算によれば、仮にウルグアイ・ラウンドの自由貿易交渉が成功すれば、米国のGNP水準は、西暦二〇〇〇年には、交渉がうまくいかなかつた場合に比べて三%も高くなり、米国の所得の上昇は、累積額で一兆一〇〇〇億ドルになると予測している。

貿易政策一般にとどまらず、金融サービスの分野でも米国のもつ基本的戦略は、ウルグアイ・ラウンドという多国間アプローチと、相手国の市場を開放させるための二国間アプローチの二つであるとみられている。以下二つに分けて、金融サービスにおける米国の取組みを分析していきたい。

4 二国間アプローチ——リーグル・ガーン条項を例に

米国議会では、その国に進出しようとする米国企業に内国民待遇を与えない国に対して報復を加える法案が、近年数多く提出されるようになつた。

スーコー三〇一条の成立

一九八八年に成立した包括貿易法はその典型といえよう。八八年包括貿易法（一九八八年包括貿易・競争力法）は、急速なドル高是正にもかかわらず米国の貿易赤字が拡大を続けるなかで、一九八

七年一月ゲッパー下院議員らの提出した貿易・国際経済政策改革法案を土台に、あまたの糾余曲折を経て一九八八年八月二三日、レーガン大統領の署名を得て成立した法律である。この包括貿易法では、スープー三〇一条と通称されている条項が設けられている。その仕組みは次の通りである。

- (1) USTRは、一九八九年については四月三〇日、一九九〇年については同年三月三一日までに米国の財またはサービス、およびこれらにかかわりをもつ直接投資に対し重大な障壁または歪曲をもたらす各国の措置、政策または慣行を記載した『年次貿易障壁報告』を議会に提出し、提出後三〇日以内に、主要な障壁・貿易歪曲慣行のうち優先的に取り上げる慣行「優先慣行(priority practices)」とそれを有する一定の国「優先国(priority foreign countries)」の認定を行う。
- (2) USTRは、優先国等の認定報告を議会へ提出後二一日以内に調査を開始する。
- (3) USTRは、
 - ① 調査開始から三年以内に優先慣行の撤廃またはそれに代わる代償の合意、および、
 - ② 当該三年間、毎年米国の輸出が増加するよう、優先国が優先慣行を削減すること、
 - をを目指して当該国と交渉する。

合意に達しなかつた場合、USTRは三〇一条の手続きにしたがって、

- ① 通商協定を施行するための通商協定上の讓許にかかる恩恵の適用の停止、撤回もしくは防止、
- ② 輸入品に対する課徴金賦課、関税引上げ等の輸入規制、サービスに対する手数料等の賦課、
- ③ 事態の改善を目指した協定の締結、

等の対抗措置を発動する。

スープー三〇一条に基づく優先国の認定は八九、九〇年の二年間に限定されており、以後は通常の三〇一条の規定に戻ることとされているが、最近スープー三〇一条の延長を求める動きも議会にはある。八九年五月にUSTRは、日本（衛星およびスープーコンピュータの調達、林産品の輸入制限について）、インド（投資および保険について）、およびブラジル（輸入ライセンスについて）の三カ国をスープー三〇一条にかかる優先国として認定したが、対抗措置の発動にまでは至らなかつた。さらに九〇年については、USTRは優先国の新たな認定を行わなかつたので、スープー三〇一条による対抗措置の発動例はまだない。ちなみに、スープー三〇一条ではない、通常の三〇一条に基づく対抗措置の日本に対する発動例としては、日本が日米半導体協定（八六年九月締結）上の義務を十分履行していないとの理由から、八七年四月から日本製の小型コンピュータ、カラーテレビ、電動工具に対して一〇〇%の関税を適用した例がある（八七年六月および一月に上記対抗措置は一部解除されたものの、現在も日本製パソコンおよび電動工具について制裁関税は続行されている）。

この八八年包括貿易法のなかには、金融サービスに關係した条項も二つ存在する。すなわち、連邦準備制度理事会もしくはニューヨーク連邦準備銀行が、米国の銀行や証券会社に内国民待遇を付与しない国に属するディーラーに対して、プライマリー・ディーラーとしての資格を継続して認めること、あるいは新規に認可することを禁じる八八年プライマリー・ディーラー法、ならびに外国金融機関の米国における活動状況、米国の金融機関の外國における内国民待遇の享受状況と改善交渉の状況などについて、財務長官が、国務長官、連邦準備制度理事会、証券取引委員会などと共同で、少な

くとも四年に一回は議会に報告する」とを義務づけている八八年金融報告法である。九一年の米国議会第一〇二会期においても、金融サービスについてのリーグル＝ガーン条項およびスターク法案、証券ブローカーおよび通信サービスについてのマーキー法案をはじめとして、二五本以上の制裁法案が、三月現在提出されている。

リーグル＝ガーン条項とは

このうち、金融サービス的に絞った法案である、いわゆるリーグル＝ガーン条項について詳しくみてみよう。このリーグル＝ガーン条項とは、国防生産法改正法案に含まれる金融サービス公正取引条項のことであり、その内容は、

- (1) 米金融機関に対して内国民待遇を著しく欠いている国の金融機関に対しては、米国内における業務の新規の申請・届出を一方的に拒絶できる、
- (2) この場合「内国民待遇」とは、米国金融機関に対して当該国で実効的市場アクセス (effective market access) を含む同等の競争機会 (same competitive opportunities) が与えられているが否かによって判断される、

といふものである。

リーグル＝ガーン条項は、「一九九〇年国防生産法改正法案」の一部条項として取り入れられていたが、上院で審議の時間切れのため、いつたん審議未了・廃案となっていた。しかし、リーグル上院議員によつて九一年一月五日再提出され、二月二一日に上院で可決された。一方下院では、三月六日

に現行の国防生産法の単純延長法案が、リーグル＝ガーン条項を含まない形で可決され、両院の間で現在調整が行われているが、五月末現在まだ確定する見通しは立っていない。

このリーグル＝ガーン条項は、

(1) 「実効的市場アクセスを含む同等の競争機会」という、法律上の内国民待遇ではない曖昧な概念に基づいて、外国金融機関の米国への市場アクセスを一方的に制限できる規定を含んでおり、(2) このような規定は、相互依存を深めている世界の金融市场の発展に悪影響を及ぼすおそれがあり、米国自身の国益にも反するのではないか、

と指摘する識者もいる。

米国大統領府も九一年一月二一日、リーグル＝ガーン条項を含む国防生産法改正法案 (S三四七) に反対する旨のステートメントを発表し、同改正法案の第四部 (リーグル＝ガーン条項) は、金融サービスに関する相互主義を規定するものであるが、これは伝統的に開放的な米国の投資政策に反し、ある状況のもとでは米国の国際的義務に反し、そして、対外政策を司るという大統領の憲法上の権限にも抵触するとしている。ただし財務省は、四月二十四日の下院公聴会において、同条項に対する支持はしないが反対もしないとの姿勢を示している。

リーグル＝ガーン条項は日本狙い撃ちか

日本のマスコミの多くは、リーグル＝ガーン条項は事実上日本を狙い撃ちにしているとの見方をしており、リーグル＝ガーン条項関係の日本の新聞記事には、「事実上日本を狙い撃ちにした」という

語句がリーグル・ガーン条項の枕詞として定着してしまったかの感がある。しかし、リーグル・ガーン条項はほんとうに日本を狙い撃ちしているのだろうか。

リーグル・ガーン条項のほんとうの標的は、米国の金融機関が進出を望んでいるといわれるラテンアメリカ、東南アジア諸国ではないか、と憶測する向きもある。このことを感じさせる状況証拠の一つとして、九〇年一二月に、一九八八年金融報告法（一九八八年包括通商法の一部）に基づき米国財務省によって米国議会に提出された内国民待遇報告書がある。この報告書は、米国に進出している金融機関の母国が米国の金融機関に対して内国民待遇を与えていたかどうかを調査するものである。本報告書で調査対象となっている二七カ国を内国民待遇の評価の程度によって大雑把に三分類すれば以下の通りである。

- (1) ブラジル、インド、韓国、メキシコ、シンガポール、台湾、ベネズエラ、中国、フィリピン、タイの一〇カ国においては、著しく内国民待遇を欠いているとの評価。
- (2) フランス、イギリス、イタリア、オランダについては、おおむね完全な内国民待遇が与えられていると評価。スウェーデンについても、最近の自由化により完全な内国民待遇に向かっているとの評価。
- (3) 残りの国についてはバリエーションはあるものの、日本を含め上記(1)(2)の中間的評価となっている。たとえばドイツについては、参入が制限されているわけではないが、実際上、市場への浸透が困難との評価。

」のように、内国民待遇報告書は東南アジアおよびラテン・アメリカの諸国に厳しい評価を与えて

おり、日本のみに狙い撃ち的に悪い評価を与えていたわけではないといえよう。同報告書は、日本については、規制の状況を含めて多くの要因が外国からの参入を困難にしており、総じて外銀は、伝統的銀行業務分野での勢力を失ってきたと分析し、外銀は引き続き金利規制の存在等により資金調達のコストの面で不利な立場に立たされていると記述している。しかし実際には、日本は従来から外国金融機関に対して内国民待遇を与えてきており、外銀に対して差別的規制をしている事実はないと考えられる。場合によつては、外国証券会社の銀行子会社の日本における銀行営業免許の付与、外銀の信託業務参入、証券会社の外為業務など、内国民待遇以上の優遇を与えており、その意味では、リーグル・ガーン条項でいわれている「実効的市場アクセスを含む同等の競争機会」を含む内国民待遇の概念に照らしても、なんら問題のない実態となつてゐるといえるのではないか。むしろ、事実を冷静に分析し、外銀のなかでとくに米銀だけが大幅にシェアを低下させていることに着目すれば、収益率の低い貸出を積極的に整理する等資産の圧縮、業務の縮小を推進する親銀行の営業政策の結果であるともいえ、より短期的には米銀の業績そのものが前章で指摘された問題によつて悪化し、日本での業容拡大を行う余裕がないことによるとも考えられる。したがつて外銀シェアの日本市場における停滞を、日本の規制の存在と結び付けるのは短絡的発想であり、まして内国民待遇を制限しているかのごとくミスリーディングな解釈を行つてゐることは遺憾であると反発する向きもある。また、邦銀が預金金利規制のもとで低利で資金調達を行つて競争力を高めているといういわゆる「金利ダンピング」の批判についても、金利規制そのものは完全な内国民待遇であり、さらに実態的にみても、都銀国内預金の六九%が自由化商品（九一年一月末）であるのに対して米国マネーセンター・バンクの国内預金に

占める自由化比率は七〇%（八九年未）とほぼ等しいなど、邦銀が預金金利規制によって米銀より優位な立場にあるということはないという反論を行う民間レポートもある。

ところで、リーグル・ガーン条項は、先に述べたように米金融機関に対して内国民待遇を著しく欠いている国の金融機関に対しても、米国内における業務の新規の申請・届出を金融機関監督当局が拒絶できるという報復規定をもつており、その報復規定は、財務長官が、米金融機関に対して内国民待遇を著しく否定している国を連邦登録（日本の官報にあたるもの）に掲載することで発動可能となる。

どの国を内国民待遇を著しく否定している国として掲載するかについては、財務長官が、直近の内国民待遇報告書にさまざまな情報を加味して決定することとなっている。つまり、今回の内国民待遇報告書で著しく内国民待遇を否定しているとの評価を受けた国が、現時点でリーグル・ガーン条項の適用を受ける可能性が最も大きい国といつても過言ではなく、それらの国の多くが米国の金融機関が一層の進出を望んでいるといわれているラテンアメリカ、東南アジア諸国であることは注目に値する。

ここでリーグル・ガーン条項が、単なる自動的手続きに則った報復を目的とする法案ではなく、米国間金融協議を行っている財務省の長たる財務長官、および銀行・証券監督当局に、報復の執行についての裁量をもたせるのが狙いであることに注意しよう。リーグル上院議員は、先ほども引用した九一年二月五日のリーグル・ガーン条項の提案理由説明において、同条項は財務省および銀行・証券監督当局にいかなる措置をも義務づけているわけではなく、米国金融機関を差別している国に対しても交渉し、成果を引き出す梃子の役割を果たす自由裁量的法律であることを強調している。

5 多国間アプローチ——ウルグアイ・ラウンドへの取組み

米国は、ウルグアイ・ラウンドの金融サービス・セクターに関して、二国間の協議を補完するものとして取り組んでいる。これは、金融サービスについて適用できる国際的なルールを作ることによって、米国金融機関の外国金融機関に対する競争の機会を増加させるという意義づけを米国が行っているからである。マルフォード米財務次官は、九一年二月二〇日の下院銀行委員会国際開発・貿易・通貨政策小委員会で証言を行い、二国間金融協議の進展状況について述べた後、二国間の協議で米国が得られるものにはおのずと限度があり、一定の基礎的条件、すなわち、途上国が先進国の金融自由化の成果にただ乗りする問題（いわゆる途上国のフリーライダー問題）に実効的に対処できること、紛争処理を含めて金融サービス協定の運用に金融の専門家が当たることと、一点が確保されることを前提に、ウルグアイ・ラウンドのなかで金融サービスについて議論することも、二国間の協議での米国の努力を補完する意義があると述べた。

ウルグアイ・ラウンドにおける金融サービスの取扱い

ここで、ウルグアイ・ラウンドにおける金融サービス・セクターでの検討の経緯について簡単に振り返っておきたい。ウルグアイ・ラウンドは、一九八六年九月ウルグアイのポンタ・デル・エステで開催された新ラウンド関係閣僚会議で出された宣言に基づき、九〇年中に終結するとのスケジュール

で交渉が開始された。交渉の組織については、ウルグアイ・ラウンド交渉の最高意思決定機関である貿易交渉委員会（TNC）のもとに、モノに関する交渉グループ（GNG）と並んでサービスに関する交渉グループ（GNS）が設置され、GNSで、サービス分野全般を包括するサービス貿易枠組み協定（GATS）の作成作業が行われてきた。GATSには、八九年一二月の中間レビューにおける合意にしたがつて、最惠国待遇、透明性、内国民待遇、市場アクセス、段階的自由化等の原則を盛り込むこととされていた。しかし、九〇年一二月のブラッセル閣僚会合で示されたGATS議長案に依然として、約七〇カ所に未合意箇所を示す括弧がついていたことからも察せられるように、モノと異なるサービスという新たな分野におけるルールづくりの交渉は必ずしも順調には進展していない。

サービス貿易一般の枠組み協定（GATS）案の検討と同時に、サービスには観光、運輸、電気通信等さまざまな分野があることから、GNSのもとに分野別に公式、非公式のサブグループが設けられ、各分野に固有の問題が議論されてきた。金融サービス分野については、同分野がウルグアイ・ラウンドのサービス貿易枠組み協定に含まれるかどうか判断するためには、同分野の特殊性が配慮されることが不可欠であるという認識で、日米をはじめとする主要先進国および東南アジアの金融当局が一致しており、このような観点から、従来より日米をはじめ各国金融当局が緊密な連絡を取り合って、積極的に金融サービス付則の検討作業を行ってきた。日本が、カナダ、スウェーデン、スイスとともにプラッセル閣僚会合において行つた金融サービス付則の共同提案は、こうした作業の成果の一環であり、米国、ECも強い支持を与えていた。

米国をはじめとする主要先進国金融当局の共通の思いは、貿易交渉のルールを金融に単純に適用す

金融自由化の滔々たる大河へ

現在、各国金融当局者の間で、どのようにすれば途上国も含めて世界の金融市场の自由化を進められるか、その方策が検討されている。重要なことは、金融サービスの多国間協定が、途上国に自国の金融市场の自由化を迫る脅しの道具になつてはならないということであろう。むしろ、金融サービスの特殊性を確保しつつ、着実に途上国を含めた各国が自国の実情に応じて自由化を進めていくことが肝要である。金融自由化の大河は世界中で滔々と流れしており、その流れを誰もせき止めるることはできない。この悠々たる流れを、制裁や自由化への圧力という北風で凍らせるのがよいのか、それとも途上国の懸念の晴れた、燐々たる太陽のもとで河口へ送るほうがよいのか、イソップの童話を引用するまでもないことであろう。

8章 ウルグアイ・ラウンドの行方

—世界経済のブロック化の回避を目指して—

九〇年一二月、四年越しのウルグアイ・ラウンドの妥結を目指したプラッセル貿易交渉委員会閣僚会合はついに最終合意に至らなかつた。プラッセル閣僚会合が開かれていた国際会議場では、農業分科会が暫時延期になつたことが伝わると、その時点まで交渉を続けていたサービス等の他の分科会において、交渉担当者が続々と席を立ち、一時会議場全体が騒然となるなかで、ラウンド交渉の延期が決定されたのであつた。

プラッセル閣僚会合が予定どおり妥結に至らなかつた背景には、農業をめぐる米国とECの対立が大きな部分を占めていたとみられている。ウルグアイ・ラウンドの農業分野では、各国が農業保護を漸進的に削減することを目標に交渉が行われていたが、これまでとつてきた農業保護を削減するのは米国 ECを含む先進各国とも困難であるのが実情であり、プラッセル閣僚会合でもついに一致点をみつけ出すことができなかつた。

そのなかで日本の農業は、先進五カ国の中で平均經營面積が極端に小さい（日本一・二ha、米国一九五ha、西ドイツ一七・四ha、フランス二八・二ha、英國六九・三ha、ただし八六年、西ドイツは

八七年）ことなど、零細で競争力がないといわれており、日本は世界最大の食糧輸入国になつてゐる。また、多くの国で農業に輸出補助金を出しているなかで、日本は減反政策を実施しており、この意味で日本の農業貿易はきわめて開放的ともいえるが、この結果、食糧自給率はカロリー・ベースで四八%と五割を割つており、しかも他国が上昇しているのに対し近年低下している。このような状況のため、食糧安全保障に対する国民の関心も高く、生産者ばかりか消費者のなかにも、値段が高くても国産の農産品を志向する意見が出されている。

しかし、資源が乏しく、人口が稠密である日本が、第二次世界大戦後急速な経済発展と繁栄の道をたどってきたのは、ほかの要因もあるにせよ、第一には世界的な自由貿易体制のもと、加工貿易を中心とする貿易の利益を享受してきたからだということができる。こうした与件は今後も不变であり、日本は自由貿易体制の維持・発展を図らなければならない立場にある。近年の歐州の経済統合とその要塞化への懸念、米国で台頭しつつある保護主義的動きなどをみると、主要先進国で展開されている自由貿易主義と保護主義の政策論争のなか、日本が率先して世界的な自由貿易体制の維持・強化を図る必要性は以前にも増して大きくなつていると考えられる。

一国の経済、農業についての自由貿易主義と保護主義をめぐる政策論争は長い歴史をもつものであり、その淵源を、一九世紀前半の英國ビクトリア朝下で展開された穀物条例の廃止をめぐる論争に求めることができる。そこでわれわれは、穀物条例の廃止をめぐる論争を本章の冒頭で振り返り、その故知に学びつつ、今後の世界の貿易体制の在り方、行方にについて考えることとしたい。

1 英国穀物条例（一八一五—四六年）に学ぶもの

——マルサス「他国の嫉妬を挑発する大国は、もしそれがその国民のかなりの部分の生活維持について外国の穀物に依存することになれば、その最大の必要の起こった時に、その最も重大なる供給をたちまちにして失うという危険にさらされる。」

——リカード「自由な穀物の輸入が一国にとって有利なものとなる。通常穀物の自由なる輸入についての二様の反対論、すなわち戦争の場合には敵国は我が國への食糧の供給を遮断するであろうこと、また海外において不作が起こった場合、当該国は食糧の輸出を抑える権限を行使するであろうということ、これらは何れも杞憂に過ぎない。」

（いずれも大河内一男著『経済思想史』勁草書房による）

英國がヴィクトリア朝（一八三七—一九〇一年）下で国力のめざましい発展をみ、第二次ピール保守党内閣下で穀物条例の廃止を行って自由貿易政策を推進した時代（表8-1）は、同時に英國農業にとつても黄金時代といえるものであつた。自由貿易体制の推進と農業の関係について、以下簡潔に

当時の状況を振り返り、一九世紀英國の英知に学んでみよう。

穀物条例の制定

ナポレオン戦争（一七九九—一八一五年）

期間中、大陸封鎖令によつて大陸から穀物輸入の途を絶たれていた英國は、戦後大陸諸国からの穀物輸入再開による穀物価格の下落の可能性に直面した。

穀物価格の下落によつて、戦争中に土地改良・開墾のための資金を銀行から借り入れていた地主は、資金繰りが悪化した。また、戦争中の穀物価格の高値を背景とした開墾ブームによって高水準の雇用を維持していた農業労働者部門も多数の失業者を出し、ナポレオン戦争からの復員兵と合わせて深刻な失業者が増を生じ、大きな社会不安を來した。

このため、当時議会の多数を占めていた地

表 8-1 19世紀前半の英國の主要な出来事

主 要 な 出 来 事	
1813年	英國東インド会社の茶以外の貿易独占権廃止
1814年	スティーブンソン、蒸気機関車試運転
1815年	ワーテルローの戦、穀物条例公布
1817年	リカード『経済学及び課税の原理』
1833年	英國東インド会社の通商権剥奪
1836年	反穀物条例連合結成（ロンドン）
1837年	ヴィクトリア女王即位（治世は1901年まで）
1838年	反穀物条例協会結成（マンチェスター）
1839年	反穀物条例同盟結成、ペニー郵便制度成立（料金均一制）
1841年	第2次ピール内閣（保守党）成立（～1846年）
1846年	穀物条例廃止
1846年	ラッセル内閣（自由党）成立（～1852年）
1847年	工場法（10時間労働法）成立
1850/51年	英仏間に海底電線布設
1851年	ロンドン世界博覧会
1854年	英仏、クリミア戦争に介入し、ロシアに宣戦

主出身議員は、穀物の価格を支持するなんらかの措置が必要であるとし、一八一五年にリバプール保守党内閣下で穀物条例 (Corn Law) が成立した。当該穀物条例制定の必要性について、

- (1) 戦時にも食糧が自給できるよう、農業の保護育成が必要、

- (2) 大部分の兵隊の供給先である農村人口を維持するための農業保護の必要、

という二つの理由が唱えられた。

穀物条例は数次の改正が行われたが、その仕組みは英国内の小麦価格が一定の水準以下の場合には、外国からの小麦輸入を禁止するというものであり、大麦、裸麦、ライ麦についても同様の規制が設けられた（この規定は一八二二年、一八二八年に順次改定され、小麦の輸入関税をその国内価格に合わせてスライドさせることとなつた）。

ナポレオン戦争中の高い水準ほどではないものの、小麦価格は穀物条例制定後、おおむね一クオーター（当り三ポンド）前後で安定した推移となつた。このため穀物条例は農業関係者から大きな信頼を得たが、パンの価格はしばしば高騰し、労働者の暴動を引き起こした（一八三〇年に、英國中南部全域に及んだ労働者の暴動、通称「最後の労働者の反乱」は九人の死刑者、四五七人の流刑者を出すという最大規模のものであつた）。

賛否両論渦巻く穀物条例

穀物条例は、地主階級に利益をもたらしたのに対し、工業関係者および都市居住者からはパンをはじめとする食糧品価格を吊り上げる元凶として非難された。穀物条例反対論者は、一八三六年にロ

ンドンで反穀物条例連合、一八三八年にマンチエスターで反穀物条例協会を結成し、後者がのちに発展して全国的な反穀物条例同盟（一八三九年設立）となつた。反穀物条例同盟の指導者であるリチャード・コブデンとジョン・ブライトは、いずれも當時新興ブルジョアジーとして勃興の途中にあつた綿織物製造業者であり、ある特定の階級のためだけに関税を維持することは不合理だと述べ、「独占の大木」（the Great Tree of Monopoly）と化している穀物条例を倒すべきだと主張した。

当時ヨーロッパ随一の工業生産力をすでにもち、「世界の工場」とよばれていた英國産業界は、ヨーロッパ市場、インド等の英國植民地のみならず、一八一三年の東インド会社の貿易独占権廃止によって市場として開けた中国その他のアジア諸国にも、良質安価で競争力の高い綿織物を中心とした商品を送り込もうとしていた。

そこでまたコブデンらは輸出に大きく依存する綿織物製造業者に対しては、穀物条例が外国の小麦の買入れを阻止しているから、小麦生産国は英國から工業生産物を購入することができないのであり、英國が穀物条例を撤廃してヨーロッパの農業国から小麦を購入すれば、それだけ英國製の工業生産物は輸出されることになると説き、彼らの大きな支持を集めめた。

彼らは、一八三九年に発足した全国料金均一制のペニー郵便制度を利用して、大量の穀物条例反対のパンフレットを郵送した。パンフレットのなかでコブデンらは、地主階級を「おいはぎ貴族」、「爵位をもつた悪党」、「パン盗人」、「田舎者」、「食用蛙」、「まぬけ百姓」等と罵倒した。

このような反穀物条例同盟の主張に対して、穀物条例支持者は、反対派の眞の狙いは貧乏人の救済のためにパンの価格を下げる（ことではなく、パンの価格を下げる）ことによつて労働者の賃金を抑え込

み、工業製品の製造原価を切り下げるようとしているところにある、と反論した。

穀物条例をめぐる上述の地主階級と製造業者の間の論争は、経済学説上ではマルサスとリカードの論争として、二〇年先行して展開されていた。マルサスは一八一四年に、『穀物条例及び穀物価格騰落の我が國農業及び一般的富に及ぼす効果に関する諸考察』を出版し、

- (1) 戰時においても穀物の安定供給が必要である、
- (2) 農業保護のために工業の発展がやや抑えられることがあつても、農業と工業の齊合的発展の見地から致し方ないと考えられる、

- (3) 労働者の賃金は穀物価格と連動するので、穀物価格が上昇すれば労働者の賃金も増加する、と述べて穀物条例を擁護した。

これに対し、リカードは同年『低廉なる穀物価格が資本の利潤に及ぼす影響を論ず』を発表し、

- (1) 英国が恒常的な食糧輸入国となれば、英國に穀物を供給するための大陸諸国の地主は莫大な農業投資をする。仮に戦時に大陸諸国が対英穀物禁輸を行おうとすれば、大きな投資を行つたこれら地主は苦境に立たされるので、地主の支える大陸政府は禁輸を行わない、
- (2) 穀物輸入の自由化は、劣等地の耕作に使われている資本を英國にとつて有利な製造業に転換させ、国民経済全体の厚生水準を高める、
- (3) 低い穀物価格は労働者の賃金の高騰を防ぎ、企業の利潤を増加させ資本蓄積を促すので、経済の拡大均衡をもたらし、雇用のさらなる増大と、結果としての賃金の上昇をもたらす、

と主張した。このリカードの主張は一八一七年に出版された『経済学及び課税の原理』に集大成され、

のちにリカードの比較優位説として知られることになる。

選挙法改正で政治意識に目覚めた中産階級

一八三一年にグレー自由党内閣が成立すると、自由党は新興産業資本家と提携し、長年の懸案であつた選挙法改正に取り組んだ。

当時、「腐敗選挙区」といわれるものの中には、オールド・セアラムのように、かつては相当の町で議員選出の権利を与えられるのも当然であったが、いまや青い丘で羊が草を食んでいるようなどころになってしまっているものや、北海沿岸の町ダンウィッチのように、地形の変化によつて海中に没してしまったのに、なお二人の議員定数を有する選挙区があつた。貴族、地主階級はこれらの選挙区を私有財産とみなし、自分の配下を指名して下院議員として送り込んでいた（中村英勝著『イギリス議会史』有斐閣双書）。

同年春にグレー内閣が提出した選挙法改正法案は、一度は下院で、二度は上院で否決された。しかし、最終的には、院外での新興産業資本家の熱狂的運動と、国王ウィリアム四世のグレー首相に対する個人的信頼が上院に対する圧力を形成し、同法案は一八三三年七月、議会を通過した。

この選挙法改正の特色は、

- (1) 五六の選挙区を廃止し、三〇の選挙区を減員し、マンチエスター、バーミンガム、シェフィールド等の新興商工都市や人口急増県に議席を振り替えた、
- (2) 従来まちまちであつた選挙権資格が改められ、年間の地代が一〇ポンド以上の不動産の所有者

にまで一律に選挙権が与えられた。これによつて有権者はイングランドおよびウェールズで、四三万人から六五万人に拡大した。

という点である。

従来から地主階級によつて占められていた英國議会の構成がこの改正によつてただちに変わることはなかつたが、新興ブルジョアジーの下層である小売店主の階層にまで選挙権が与えられたことにより、反穀物条例運動の主たる担い手である新興ブルジョアジーの政治参加意識が高まり、穀物条例廃止の伏線となつたと考えられる。

穀物条例の廃止と英國農業の黄金時代の到来

以上のように反穀物条例派が議会の多数を占めることはなく、一八四一年に成立したピール保守党内閣も当初は穀物条例支持を打ち出していた。しかし、一八四五五年が小麦とじやがいもの大凶作年となり、食糧の大量輸入の必要が唱えられるに至ると、穀物条例廃止の声が新興ブルジョアジーを中心には、にわかに高まり、激しい政争を引き起こした。元来、綿織物製造業者の出身であるピール首相はここで新興ブルジョアジーの側につき、一八四六年に穀物条例廃止法案は、ついに議会を通過したのであつた（この法案は、穀物条例を暫定的に廃止するものであつたが、その後穀物条例が復活することはなかつた）。

穀物条例の廃止によつて、大陸からの英國の穀物輸入は倍増したが、かえつて英國農業は一八五〇年代から約二〇年間の黄金時代を迎えることとなつた。この理由としては、

- (1) 蒸気機関の利用、農具の改良、土壤改良の技術、人工肥料の使用等農業技術の大きな進歩があつたこと、
- (2) 農業技術の進歩を果敢に取り入れる進歩的農民、当時の言葉で「高度農民」が数多く出現し、牧畜と穀物作をうまく結合させた大規模な混合農業を経営しはじめたこと、

が挙げられる。

英國農業の黄金時代は、穀物中心の農業から付加価値のより高い畜産中心の農業へと農家の経営形態が変化し、しかも畜産物価格が高騰したことが原因であつたのである。当時、発達しつつあつた鉄道網も、家畜を消費地へより速く、損失少なく移送することに大いに貢献した。

世界的自由貿易体制の確立と大国の責任

穀物条例の廃止をその代表とする自由貿易政策の確立は、その後約二〇年間にわたつて農業のみならず産業全体が享受した、ピクトリア朝の繁栄の礎となつたといえよう。当時英国内閣は関税引下げにも努力し、一八六〇年には茶、アルコール、たばこ等を除いて有税品目はわずか一五〇ほどになつた。

この含意は、一九三〇年代の米国スムート＝ホーレー関税法の制定を契機とする各国の関税引上げ競争、それによつてもたらされた世界貿易量の縮小と対比するとき、一層明らかにならう。当時米国は、卓越した工業生産力で国際競争力のある製品を海外市場に送り込んでいたにもかかわらず、世界的な農産物価格の低迷から国内農業を保護するために、一九三〇年にスムート＝ホーレー関税法を

施行し、農産物および食品の関税率を、平均三三・六一%へと倍に引き上げた。これに対抗するため、各國は農産物を中心とする輸入品目の関税率を引き上げ、世界貿易量は農産物をはじめとして急速に縮小し、一九三三年の世界の総輸入量は、一九二九年に比較して約三分の一となり、世界的大不況の引き金の一つとなつたのであった。

2 ウルグアイ・ラウンド

第二次大戦直後、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、関税および貿易に関する一般協定（GATT）等が相次いで発足し、安定的な国際通貨制度と世界的自由貿易体制が始まつた。世界貿易の発展を図るため、できるだけ関税や輸出入制限その他の貿易上の障害を軽減し除去することを目的として四八年一月に発足したGATTは、数次にわたる多国間交渉で各国の関税を大幅に引き下げるとともに、数多くの非関税措置（関税以外のあらゆる貿易に対する障害）の軽減・撤廃を図ることに成功し、世界貿易の拡大にめざましい役割を果たすこととなつた。

(1) GATTの生い立ちとラウンド交渉の成立

ここで、GATTが誕生した経緯を振り返つておくことは、現在まで八回にわたつて行われている、〇〇ラウンドとよばれる貿易にかかる多国間交渉の性格を知るために不可欠であろう。

一九三〇年代の不況に世界中が悩んだ際に、多くの国は高関税、輸出入制限、為替管理など保護的

な貿易障壁を設けていた。多角的な貿易パターンを早く作り出さないと、このよつたな障壁が恒常化するおそれがあるという認識は第一次大戦中から現れていた。戦争の惨禍を避け、世界平和を確立するためには、諸国民の経済的繁栄が不可欠の要件であるが、このためには、経済のブロック化を避け、世界的な規模で各國が協力し、自由円滑な国際貿易の発展を図らなければならないという考えに立て、第二次大戦の終わるかなり前から、米英等の主要国は、戦後の通貨、投資、貿易問題に取り組むため、国際機関を設立する問題を討議していた。まず、一九四四年のブレトンウッズ会議を母体として生まれたIMFと世界銀行が、ともに一九四五年末に発足し、金融面から国際経済協力が一足先に推進されることになった。しかし、これと表裏一体の関係に立ち、貿易の面から各國の協調を図る国際機関の設立は、スムーズにはいかなかつた。というのは、四八年に米国の提案に基づいて五三カ国によって調印された国際貿易機関憲章（ハバナ憲章）が、提唱国の米国ですら伝統的に保護主義勢力の強い議会の反対によって批准できず、リベリアとオーストラリアのわずか二カ国の批准を得ただけで、ついに発効しなかつたからである。

国際貿易機関の発足がむずかしいと察した各國政府は、憲章の発効をまたず、関税その他の貿易障壁の軽減を目指した交渉を行うことに合意していた。ハバナ憲章の起草にあたつては、準備委員会の協力を得て、一九四七年に米、英、フランス、インドなど二三カ国が参加して関税引下げ交渉が行われた。この交渉の結果、相互に引下げを約束した関税率と、引下げの効果を確保するために必要な貿易面のルールを、一つの国際条約としてまとめたのが、「関税および貿易に関する一般協定」すなわちGATTである。このように、ハバナ憲章の発効と国際貿易機関の設立までのつなぎの役割を果た

すはだつたGATTは、一九四八年以降、世界的規模の貿易ルールを盛つた唯一の国際条約として、その暫定的性格を残したまま出発することになったのである。

世界貿易の自由化を進める国際的枠組みは、多数国がラウンドとよばれる関税率引下げ等の交渉の場に参加し、相互に関税率の引下げ等を譲許しあう形がとられたこととなつた。そしてラウンドによって得られた、関税率の引下げおよび非関税障壁等の軽減のためのさまざまな貿易分野における交渉成果は、協定、議定書、政府間了解等々、法的性格をもつ合意の集積体、いわば条約のネットワークとしてGATT締約国を拘束する（ペインド）仕組みができあがつた。すなわち、GATTによる貿易の自由化は、GATT発足時の経緯をみても明らかのように、自由化に対するコミットメントを各國がラウンド交渉ごとに多国間で譲許しながら進められてきたのである。現在行われているウルグアイ・ラウンドを含めて、こうしたラウンドは八回行われている（表8-2）。

東京ラウンド前の過去六回のラウンド交渉を通じて、GATT加盟国間の関税レベルは顕著に引き下がられ、とくに先進国に輸入される工業品に対する関税はほとんどマージナルなレベルにまで引き下がられたといわれている。この結果、七三～七九年に行われた東京ラウンドで非関税貿易措置が交渉の最優先課題として取り上げられ、補助金・相殺措置協定をはじめとする九つの特別協定が成立することになった。非関税分野は関税率の引下げとは異なり貿易の障壁の認定がむずかしく、したがって協定の権利・義務関係の確定もむずかしいため、交渉参加国の利害も一致しにくいといわれている。このためか、これら九つの特別協定は参加国がおのの違つ。

(2) ウルグアイ・ラウンドの提起した問題

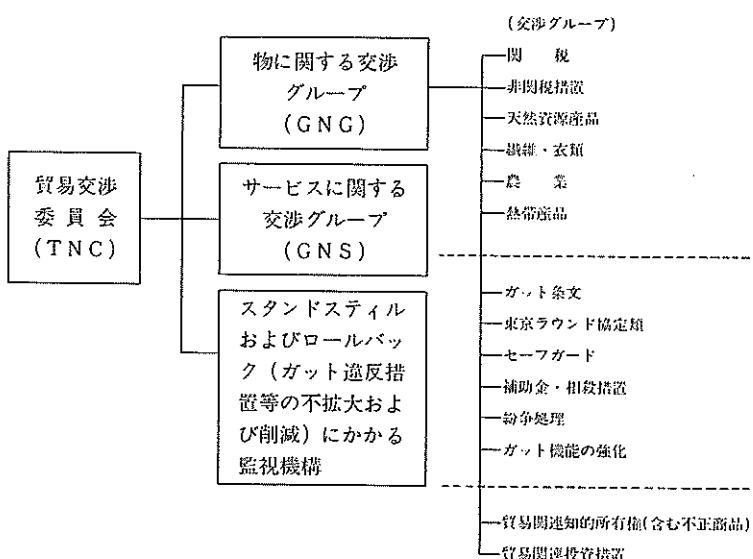
ウルグアイ・ラウンドの始まり 東京ラウンド終結後、世界貿易の一層の自由化のために残された課題は主に二つあつたといわれている。一つは、多くの国で依然として国内保護措置や輸出補助金制度を残している農業分野であり、もう一つは、七〇年代以降のサービス貿易および直接投資の活発化に対応し、貿易関連の知的所有権、貿易関連の投資措置、サービス貿易等の新しい分野を多角的貿易交渉の枠内に取り込むことである。このような問題意識のもと、一九八六年九月、ウルグアイのパンタ・デル・エステでの閣僚宣言により開始された多角的な貿易交渉がウルグアイ・ラウンドである。

ウルグアイ・ラウンド交渉は四年以内に終結するものとし、関税、農業等一五分野にわたる広範な分野を取り扱うことが同宣言にうたわれた（図8-1）。一五分野のうち、関税、非関税措置、天然資源産品、繊維・衣類、農業および熱帯産品の六つの分野は、これまでのラウンドの中心事項となってきた市場アクセスの問題を扱つており、GATT条文、東京ラウンド協定類、セーフガード、補助金・相殺措置、紛争処理、GATT機能の強化の六つの

表8-2 ガット交渉ラウンド		
ラウンド名	年次	参加国数
ブリーブン・ニューネル・ジアトジデケ東ウルグアイ	1947 1949 1950 1956 1961 1962～67 1973～79 1986～	23 33 34 22 45 48 99 108

(出所) J.H. ジャクソン著「世界貿易機構」(松下謙雄監訳), 東洋経済新報社, その他。

図 8-1 ウルグアイ・ラウンド交渉の組織図



分野では、ダンピング防止税発動の際の規律等、GATTの貿易ルールおよびGATTの機能のあり方の問題が取り上げられている。さらに、ウルグアイ・ラウンドではサービス貿易、貿易に関連する知的財産権（特許権、商標権等）等の問題も取り上げられており、これら新分野の問題が含まれていることが、従来のラウンドとは異なる特徴となっている。

とくに、サービス貿易については、GATTが伝統的に主として取り扱ってきたモノの貿易とは性格を異にする面があるため、その交渉グループはモノの貿易に関する交渉グループのようにGATT締約国団の決定によって設置されるのではなく、ブンタ・デル・エステ閣僚会議に参集した閣僚の宣言という形で交渉グループが設置されている。

一九八八年一二月および一九八九年四月、それまでの交渉結果を取りまとめ、以後の交渉の

指針を明らかにするため閣僚レベルおよび高級事務レベルによる中間レビュー会合が開催された。サービス貿易分野については、サービス貿易全体の協定、すなわちサービス貿易枠組協定を作成することを目標とし、協定作成にあたっては透明性、段階的自由化、内国民待遇、最惠国待遇／無差別原則、市場アクセス等の原則が重要であるとされた。

その後も引き続き、主にスイスのジュネーブにおいて交渉が行われ、ブンタ・デル・エステ宣言による交渉終結期限である一九九〇年一二月には、交渉の最終取りまとめのため、ブラッセルにおいて貿易交渉委員会閣僚会合が開催された。同会合では、分野によつては一定の進展がみられたが、農業交渉における主として米国とECの間の対立等のため、パッケージとしての最終合意は成立せず、交渉は継続されることとなつた。その後、九一年二月末に事務レベルでの交渉が再開され、九一年五月二十四日に米国でファースト・トラックの延長が確定したことから、さらに実質的交渉が行われていくことが期待される。

一九九〇年一二月のブラッセル閣僚会合において最終合意が成立しなかつた背景には、農業およびサービス分野をめぐる先進国同士、また先進国と途上国との間の意見の不一致、すなわち、「北北問題」と「南北問題」があるといわれている。

「北北問題」この二つのうち「北北問題」については、農業をめぐる米国とECの対立が大きな部分を占めるとみられている。ウルグアイ・ラウンドの農業分野では、国内支持、国境措置、輸出競争の三つの項目について、それぞれ農業の支持および保護を相当程度漸進的に削減することを目標に交渉が行われてきた。そして、一九九〇年一〇月一五日までに各国ともオファーを提出することとな

つては、ECのオファーに関するEC加盟国の意見の取りまとめは難航し、同年一月七日によ
うやく提出されたものの、ECと米国、オーストラリア、カナダ、アルゼンチン等の農産物輸出国グ
ループであるケアンズ・グループとの意見の差は大きく、同年一二月のブラッセル閣僚会合において
も交渉は難航し、同会合において農業分科会議長が提示したノン・ペーパーについても、合意に至ら
ず、交渉は継続されることとなつた。

「南北問題」 サービス貿易をめぐる先進国と途上国の間の意見の不一致、「南北問題」についても
事態の打開は容易ではない。自國市場のサービス化の度合が先進国に比べて小さく、サービス産業の
競争力も強くない途上国は、サービス貿易交渉分野で得るものはほとんどないとみており、先進国主
導のサービス貿易交渉に警戒感を隠さない。途上国は、自國の関心の高い熱帯産品、繊維等の南北間
で未解決の問題がなおざりにされるおそれがある、また商品貿易における南北調整のためにサービス
貿易が駆引き材料にされると懸念している。さらに途上国は、サービス貿易の自由化によって幼稚產
業である自國のサービス産業が先進国のサービス産業によつて打撃を受け、ひいてはサービス産業の
先進国優位の体制の固定化につながるのではないか、と感じている。逆に、米国をはじめとする一部
先進国は途上国に対し最惠国待遇を認めることにより、途上国が市場を開放しないままに先進国の自
由な市場にただ乗りできる、いわゆるフリーライダー問題が発生するのではないかとの懸念を有して
いることも事実である。

一九七〇年代以降の世界のサービス貿易に占める各国別の比率をみると、確かに先進国の比率は高
まりつつあり、米国、日本、英國、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギーの八カ国で、

三分の一のシェアをとり、寡占的構造となつてゐるとの推計もある。また、世界の多国籍企業一〇〇
社のうち三分の一はサービス業で、同二〇〇社の売上げの五分の一、全世界のGDPの八分の一を占
めている。上位一〇〇社の銀行の資産合計は、全世界のGDPに匹敵するという試算もある。

他方、途上国側としては、サービス貿易交渉に参加するほとんど唯一の利点は、出稼ぎ労働等労働
サービスを自由化し、労働力の移動を先進国に認めさせることだといわれているが、先進国側として
は、各国外国人労働者政策および入管法等からそれをただちに認めるとは容易ではない。

世界的自由貿易体制の崩壊か、果敢な挑戦か 現在のところ、ウルグアイ・ラウンドは必ずしも順
調に進展しているとはいがたいが、仮にウルグアイ・ラウンドに失敗すれば、米国は一方的な報復
措置に走り、GATTや世界の自由貿易維持に関心をもたなくなるであろう、と警告する識者もいる。
ウルグアイ・ラウンドの失敗は米国が第二次大戦前まで有していた伝統的孤立主義を復活させるとと
もに、ヨーロッパの要塞化を促すおそれがあり、これによつて最も被害を受けるのは從来自由貿易体
制の恩恵を受けてきた日本かもしれないという指摘もある。その一方で、ウルグアイ・ラウンドが仮
に失敗したとしても、それはラウンドが農業や新分野（貿易関連知的所有権、貿易関連投資措置、サ
ービス）といった從来のラウンドではほとんど手が付けられていない分野に果敢に挑戦したからであ
り、いわば「壮大な失敗」ともいえるもので、ラウンドの失敗が即座に世界的自由貿易体制の崩壊と
経済のブロッカ化を意味するものではない、とする意見もある。

次節では米国・メキシコ・カナダ自由貿易協定、マハティール構想等現在活発化している地域的經
濟圈構想について考察し、これらがウルグアイ・ラウンドの失敗を予想してブロッカ化への道をたど

る先鞭として出てきている動きなのかどうか、検討してみることにしたい。

3 活発化する経済圏の形成

八〇年代に入つて、地域的経済統合の動きは一段と活発となつた（表8-3）。五〇年代から統合の歴史をもつ欧洲共同体も九二年の域内市場統合へ向けてモノ、ヒト、サービスおよび資本の自由化を急速に進め、欧洲自由貿易連合（EFTA）とも自由な経済圏を形成すべく、欧洲経済領域（EEA）の交渉が九〇年六月に開始されている。

北米大陸では八九年一月に発効した米国・カナダ自由貿易協定に加え、九〇年八月には米国とメキシコが自由貿易協定締結交渉を開始することに合意し、九一年二月には米国、メキシコ、カナダの三ヵ国間で交渉を行うことになった。南米では八一年三月に発効したラテン・アメリカ統合連合（ALADI）に加えて、さらにブラジル、アルゼンチン、ウルグアイによる南米共同市場構想が九五年発足を目指して進んでいる。

アジアにおいては、八九年に米国、カナダ、日本、東南アジア諸国等一二カ国が参加してアジア太平洋経済協力閣僚会議（APEC）が発足しているのに加え、九一年に入りマハティール・マレーシア首相の提唱による東アジア経済グループ構想（EAEG）が出てきている。

では、これら地域統合の動きがどのようなメカニズムで動いているのか、米国・メキシコ・カナダ自由貿易協定とマハティール構想の二つを例に少しみてみよう。

表 8-3 世界の地域的経済統合の動き

名 称	設 立	加 盟 国
[米州]		
・米加自由貿易協定	・署名：1988年1月2日 ・発効：1989年1月1日	米国、カナダ
・北米自由貿易協定	米加首脳は、協定交渉ができるだけ早く開始することに合意 1991年2月5日	
・米・イスラエル自由貿易協定	・署名：1985年4月 ・発効：1985年9月	米国、イスラエル
・ラテン・アメリカ統合連合（ALADI）	・署名：1980年8月 ・発効：1981年3月	アルゼンチン、チリ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、コロンビア、エクアドル、ベネズエラ、ボリビア、ブラジル（11カ国）
[欧洲]		
・欧洲共同体（EC）	ECSC発足（欧洲石炭鉄鋼共同体）1952年7月 EEC（欧洲經濟共同体）、EURATOM（欧洲原子力共同体）発足 1958年1月 EC（European Communities）とは上記3共同体の総称。	フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、イギリス（73）、デンマーク（73）、ギリシャ（73）、トルコ（73）、ギリシャ（81）、スペイン（86）、ポルトガル（86）（12カ国）
・欧洲自由貿易連合（EFTA）	・署名：1960年1月4日 ・発効：1960年5月3日	スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、スイス、オーストリア、アイスランド
・欧洲経済領域（EEA）	交渉中（90年6月より）	EC、EFTA
[アジア・太平洋]		
・CER協定 (Australia-New Zealand Closer Economic Relations-Trade Agreement)	・署名：1983年3月28日 ・発効：1983年1月1日 (遅延して発効) ・改定：1988年8月18日 (自由化時期の繰上げ等)	オーストラリア、ニュージーランド
ASEAN特恵貿易協定 (ASEAN Preferential Trading Arrangements)	・署名：1977年2月 ・発効：1978年	ASEAN 6カ国

(1) 統合される北米大陸

北米自由貿易協定 最初に米国・メキシコ・カナダ自由貿易協定の経緯を振り返つてみよう。九〇年六月ブッシュ米大統領とサリーナス・メキシコ大統領が会談し、両大統領は、米国・メキシコ自由貿易協定の締結に向けた予備協議の開始に合意した。これを受けたヒルズ通商代表およびセラ・メキシコ商工相は九〇年八月、両国大統領に自由貿易交渉の開始を勧告する共同報告書を提出したが、すでに八九年に米加自由貿易協定を実施しているカナダは、これに重大な関心を示し、クロスピー国際貿易相は九〇年九月にカナダも交渉に参加することを表明した。その後、三国で交渉を二極にするか三極にするかについて協議を行った結果、九一年二月に米国・メキシコ・カナダの首脳で北米単一市場形成に向けた北米自由貿易協定交渉をできるかぎり早く開始することが合意された。

北米自由貿易協定は、市場アクセス、投資、知的所有権保護、サービス貿易、基準認証、運輸、農業およびエネルギー等を対象とする幅広い協定を目指している。米国下院歳入委員会の調査要請に基づき米国国際貿易委員会が作成した今後の米国・メキシコ貿易関係の見通しに関する調査報告書（九〇年一〇月）は、米国・メキシコ両国の専門家は米国・メキシコ貿易関係の拡大に関する最良のオプションとして北米自由貿易協定を支持しているとしたうえで、北米自由貿易協定のメリット、デメリットを明らかにしている。米側のメリットとしては、

- (1) 貿易ブロック化する世界における米国の競争力を強化する、
- (2) メキシコ市場への米国のアクセスを改善する、

(3) 特定の産業および農業部門（たとえば、コンピュータ、ソフトウェア、鉄鋼製品、自動車、医薬品、アルコール飲料、電気通信、加工食品、家具、家庭用品、紙、運輸サービス、金属加工機械）に利益になる、

(4) メキシコの貿易、投資、経済改革をさらに法制化することにより米国投資家に信頼を与える、

(5) 米国消費者がメキシコのより安価な製品を利用できる、

(6) 米国への不法入国者が減少する、

というものであり、メキシコ側のメリットとしては、

(1) メキシコの生産性および国際競争力が強化される、

(2) 米国市場への安定したアクセスが得られる、

(3) 雇用が増加する、

(4) 資本および投資フローを促進する、

インフレを抑制する、

メキシコの对外債務支払いに必要な外貨が得られる、

という点が挙げられている。しかし、同時に、デメリットとして米国の労働集約的製造工業における雇用の減少を引き起こすとともに、メキシコでも低賃金の組立て作業しか誘致できず、良い仕事はメキシコのごく限られた労働者にしか与えられない可能性があることも指摘されている。米国内では現在、北米自由貿易協定について賛否両論があるものの、大勢は同協定締結を支持しているようである。米議会では共和党の大部分の議員、および民主党の貿易関係議員の多くが協定支持

派である。たとえば、貿易問題も所管している上院財政委員会のベンツエン委員長、同じく貿易問題を所管している下院歳入委員会のロステンコウスキイ委員長、上院財政委員会国際貿易小委員会のボーカス委員長らが民主党内の主な賛成勢力である。米国政府は、ホワイトハウス、USTR、商務省、財務省、環境保護庁をはじめとしてほとんどすべての省庁が支持を表明している。これには、ブッシュ米大統領、ベーカー国務長官、モスバッカー商務長官らがいずれもテキサス州出身であり、メキシコとの強い利害関係を有しているからだとする見方もある。産業界については、いまだ賛否半ばというのが実情のようである。全米商工会議所（UICC）、全米製造業者協会（NAM）、農業関係者のうちでも輸出市場を確保できる見通しのトウモロコシ、小麦、牛肉生産者は同協定に賛成している一方、工場のメキシコ進出による米国内の雇用機会の減少とメキシコからの労働者の流入による失業の増大を懸念する全米労働者組合（AFL-CIO）、統一自動車労組（UAW）は反対運動を展開している。また、メキシコから安価な製品が流入することをおそれる織維、アパレル業界、ならびにメキシコ産農産物が競争力を有する酪農、ピーナッツ、砂糖の米国内の生産者は反対をしている。

次に北米自由貿易協定に対するメキシコ、カナダの反応をみてみよう。メキシコでは、近時の世論調査で八〇%の国民が北米自由貿易協定を支持しているとの結果が出ている。カナダの反応については、カナダを含む自由貿易地域が実現すればカナダ経済にもプラスの効果があるとする反面、メキシコの低賃金はカナダにとっても脅威であり、さらに今までカナダに投資されていた米国からの投資がメキシコに振り向けられるのではないか、といった警戒感もあると聞く。

しかし、北米自由貿易協定の実際の経済効果については疑問を投げかける向きも少なくない。GN

Pでみて、メキシコ経済は、米国経済のわずか四%の規模にしかすぎず、メキシコと米国の二国間の貿易障壁が除去されても、米国の輸出入はそれほど大きな影響は受けないだろうという見方もある。しかし、メキシコは伝統的に直接投資の分野で外国人出資比率の制限を行つており、仮に北米自由貿易協定がこれらの制限を緩和させる効果をもつのであれば、主として米国のサービス産業や石油産業に恩恵を与えることになるのではないかとする予測がある。

ブッシュの二つのストラテジー ブッシュ政権は、ウルグアイ・ラウンドと北米自由貿易協定の二つを貿易政策の二つの柱に据えている。九一年の大統領経済諮問委員会年次報告では、保護主義的政策のコストを指摘し、国際貿易および投資に対する障壁を削減することは、投資環境を改善するとともに技術革新を促進し、生活水準を向上させるとしている。

このためにとくに重視されているのがGATTのウルグアイ・ラウンドの推進と北米自由貿易構想であり、これらは九〇年代の米国がねらう輸出主導型成長の基本戦略の両輪であるとみられている。また、USTRが九一年三月に公表した九一年貿易政策課題においても、ウルグアイ・ラウンドがブッシュ政権のトップ・プライオリティーであるとともに、米国の大かつ最良の貿易相手国であるメキシコとカナダとの間に北米自由貿易協定を締結することも最重要課題と位置づけている。

さらに、ウルグアイ・ラウンドが成功すれば、織維、農業、鉄鋼といった米国・メキシコ間で紛争の生じるおそれのある産業はウルグアイ・ラウンドの枠内で解決が図られ、北米自由貿易協定の交渉と批准が容易になるという側面も指摘されている。これらを考え合わせると、北米自由貿易協定とウルグアイ・ラウンドは相対立するものというよりは、相互補完的な関係にあると位置づけられるので

はないか。

(2) 東アジア経済グループ構想

大国への反発とマハティール構想 次に、九〇年末にマハティール・マレーシア首相が提唱し、九一年に入つて大きな議論を呼んでいる、いわゆるマハティール構想、すなわち東アジア経済グループ（E A E G）構想を取り上げてみることにしたい。

A S E A N 諸国をはじめとする東アジア諸国が経済面における地域協力を行うことの内容とする同構想は、現在同首相およびラフィダ貿易産業大臣が中心となつて A S E A N 諸国をはじめ各国に対する説明を行つてゐる段階である。本構想はマハティール首相自らの発案であるといわれており、そのアイデアを首相の片腕ともいふべきラフィダ貿易産業大臣が首相の意を体して説いてまわり、事務当局は辛うじてそれをフォローするという形で進んでいともいわれる。したがつて、今回の構想には単なる通商政策上の利害だけでなく、マハティール首相の政治的な信念が多分に反映されていると考えられる。同構想の詳細はいま明らかではないが、太平洋西岸諸国が、多角的自由貿易システムをさらに強化するための開放的貿易圏を指向するというものであるといわれており、マレーシアは加盟国として、A S E A N 諸国、ベトナム、ラオス、カンボジア、中国、台湾、香港、韓国、日本等を想定し、米国、カナダは想定していない模様である。このグループは、八九年から発足しているアジア太平洋経済協力閣僚会議（A P E C）の枠組みから米国、カナダ等をはずしたものにほぼ等しい。同構想をマレーシアが提唱する理由として、ウルグアイ・ラウンド交渉が大国の利益のみを反映す

ることにならないよう、声を結集し交渉力を高めるということや、E C 統合や北米自由貿易協定の動きに対抗すること等が挙げられているが、現地の新聞報道によればマハティール首相は、「(欧米は)共通市場や自由貿易地域を設けて貿易障壁を築きつづけるであろう。彼らが我々を助けてくれるとは)絵空事だ」と述べたといわれ、同首相の発想の根底には欧米の大國に対する対抗の意識と考えるのは絵空事だ」と考へるのは、同構想の背景には、八〇年代に入つてから、マレーシア経済が好調であり、同が垣間みられる。また同構想の背景には、八〇年代に入つてから、マレーシア経済が好調であり、同の一人当たりG N P は八八年には一九四〇ドルと、インドネシア（四四〇ドル）、タイ（一〇〇〇ドル）を引きはなしていることから、同国は「途上国の優等生」としての自信を深めるとともに、自国をアジアN I E s に次ぐ存在、すなわちA S E A N においてはタイ、インドネシアより上だと位置づけるという、A S E A N 内での優等意識をもつてゐることがあるといわれている。

E A E G 構想に対しても、同構想から現在除外された形となつてゐる米国から、かなりはつきりと批判的感触が示されている。アマコスト駐日米大使が九一年三月インドネシア・バリ島で開かれた国際会議「A S E A N と世界経済」において、東アジアの国々が経済協力を進めるのは自由だが、米国を除外して新たな地域経済グループを作るよりはウルグアイ・ラウンドやA P E C を通じて貿易自由化に努力すべきだと強調し、日本を取り込み、米国を外す仕組みは日米の対立を招き、A S E A N にとって利益にならないと指摘したと伝えられている。

これに対してマハティール首相は、米国に同構想への参加呼びかけをしない」とについて、「米国がカナダとの自由貿易協定を結んだときにも我々は相談を受けなかつたし、我々も口出ししなかつた」と述べたといわれる。こうした発言の裏には、ウルグアイ・ラウンド交渉の現状にもかんがみ、

大国同士の利害や思惑により途上国の中の声が反映されないままに事が運び、その結果によって不利な条件を押しつけられるのは常に途上国だという強い不信感が存在するからではないか、との見方もある。また、アジア諸国の反応については、中国、シンガポールおよびタイが経済協力の拡大について基本的に前向きの意向を示している模様であるものの、フィリピンおよびインドネシアは外向きに開かれたAPECの枠組みと矛盾しかねないなどとして否定的に受け止めているようである。さらに同構想について、

- (1) この地域と米国との経済関係の深さからみて、米国を除くのは不自然であり、
- (2) 米国を入れるのであればAPECの場で域内の貿易、投資促進の強化、協力策を考えるべき、
- (3) そうすることが米国のこの地域に対するコミットメントを強め、日本により協調的なりーダー・シップを育てるうえで役立つ、
- (4) 結果的に日米離反につながりかねず、この地域の不安定要因になる、

としてその実現可能性を疑問視する声もある。

ウルグアイ・ラウンドとは相互補完的 しかし、マレーシアは、一九三〇年代に各国が旧植民地諸国等との特恵関税を強化し、その一方で他国に対しても逆に関税引上げを行って形成したような貿易ブロックを東アジアを作ろうと呼びかけているのではなく、世界的自由貿易体制を強化し、APECとも相互補完的な関係をもつ地域統合を作ろうと呼びかけているとみることもできる。

すなわち、米国およびECがそれぞれ北美自由貿易協定およびEC域内の市場統合を進めている状況のもとで、太平洋西岸諸国も同地域の利益を保護・強化し、既存の貿易圏との均衡を図る必要がある

る。同構想は、貿易または経済ブロックを促進するものではなく、多角的貿易体制をさらに強化するための呼びかけである、とマレーシアは説明していると報じられている。ウルグアイ・ラウンドやAPECの枠組みを補完し、そのなかでモノ、ヒト、カネが自由に流れる地域的なネットワークを国家横断的に作りたいというのが同構想のほんとうの狙いではないか。

(3) 企業の巨大化で小さくみえるネーション・ステート

八〇年代に入つて世界貿易の規模は一層大きくなり、外国に対する直接投資も促進され、経済のサービス化にともなつて国をまたがつてヒトが移動するようになつた。閉鎖的経済単位としてのネーション・ステートは、世界中にまたがるモノ、ヒト、カネの巨大な流れによつてほぼ意味を失いつつあり、国際的相互依存は、政治的にも経済的にも覆いがたい現実である。

世界的な自由貿易体制に支えられたこのようなモノ、ヒト、カネの自由な流れは、経済活動の単位である企業の巨大化、多国籍化、ひいては無国籍化を招来している。ダイムラー・ベンツ社の年間販売額がマレーシアのGNPよりも大きく、トヨタ自動車の年間販売額がフィリピンのGNPに匹敵するのである。

しかし、現在のところ多国籍企業の活動が国境を自由に越えて世界中で自由に行われているというのはいまだ少数の例であり、多くの経済活動はせいぜい北米、EC、アジアといった地域的な拡張がりにとどまっているのも事実である。その意味では、九〇年代における経済活動はネーション・ステートの枠組みを乗り越えながらも、国境が消滅し、完全に自由なモノ、ヒト、カネの交流が世界中で行

われるといふところにまでは至つておらず、北米、EC、アジア等で地域的統合の動きがいわば自然に発生している段階である。

ヨーロッパでは、ドイツ車に乗つてフランス料理店やイタリア料理店へ行き、食前にハイネケンやスコッチウイスキーを飲んでくつろぐ、という光景はごく普通のことである。香港の若者のトレンド、イーな生活とは、日本の音楽グループ「安全地帯」の音楽を聞いて目覚め、朝食にはインドネシア式焼飯を食べ、おやつは八百半デパートで買ったあんぱん、夜は中国のカンフー映画を見に行くことであるとこう。こうした地域的経済圏が自然に発生しているなか、これを支え、モノ、ヒト、カネの自由な交流を一層促進するための受け皿として北米自由貿易協定、マハティール構想をはじめとする地域的経済圏構想が出てきているのであれば、そのこと自体は経済のプロック化に対する懸念にはつながりにくいのではないか。なぜならば、第二次大戦後の世界的自由貿易体制の維持・拡大については疑問をさしはさむ声はなく、むしろそれを相互補完するものとして地域的経済統合が出てきているからである。

本節において我々がみてきたのは、第二次世界大戦後の超大国、米国が形成した経済秩序である多国的大自由貿易体制を突きくずし、秩序を非正統化しようとする単線的な動きではなかつた。むしろ北米、EC、アジアといった各地域で新たな枠組みを作ることで秩序維持のコストを負担しあい、支えあうという複線化、多極化への動きであつた。経済の多極化のなかで、日本としてもさらに世界的自由貿易体制を維持・発展するために貢献していく必要があらう。

9章 市場統合を超えた歐州統合

——どうなるネーション・ステート——

経済圏の形成・強化の動きのなかで、ECは最も進化した形態をねらつてゐる。

EC統合の動きは、九二年の統合を目指した歐州単一議定書が八七年に発効して以降本格化したが、八八年頃にはユーロフォリア（europhoria）とまでいわれるほどの熱意が人々の関心を集めた。このような熱気が、八九年以降の、東欧の一連の政治・経済改革やドイツ統合等の動きにも影響を与えたことは否定できない。そして九〇年半ば以降は、統合ドイツという歐州における巨大パワーの出現、より具体化してきた歐州経済・通貨同盟の議論、九〇年一一月の歐州安保協力会議（CSCCE）にみられるNATOに続く新しい安全保障の枠組みの模索、そしてECの急速な統合に反対していたサッチャー首相の辞任等の出来事が、EC統合をめぐる動きに対する人々の関心を高めることになった。ここでは、EC統合の動きについて概観し、今後の動向について考えてみたい。

現代社会においては、海外に対して開かれた社会にしていくと同時に、活力ある企業や有能で意欲の

ある人材の流出を防止するため、魅力的な国造りを行っていくことが必要であろう。

我が国では今後二一世紀にかけて、かつて世界に類をみないスピードで高齢化が進展するとともに、出生率の低下による労働力人口の減少、労働時間の短縮が一人当たりの所得の伸びを鈍化させ、これまで日本経済の強さの源泉であった貯蓄形成力も低下していくことが予想される。我が国をめぐる内外環境の大きな変化のなかで活力ある経済社会の維持・発展をどう圖っていくのか、政府、企業、および各個人が真剣に考えていくべきときが来ているといえよう。

編者紹介

昭和23年 東京生れ。
 昭和45年 東京大学法学部卒業、同年大蔵省入省。
 昭和49年 ケンブリッジ大学 MA 取得。
 國際金融局、主税局、理財局、アフリカ開発基金理事、在米日本大使館一等書記官、日本輸出入銀行主任研究員（パリ・ロンドン駐在）等を経て、
 昭和63年 証券局検務課調査室長。
 平成2年 國際金融局調査課長。
 平成3年 同局開発機関課長。
 著書 『シティ一発金融特別通信』日本経済新聞社、昭和63年。

霞が関発特別レポート 世界経済を読む

1991年8月8日 第1刷発行
 1991年9月20日 第2刷発行

編者 豊田 博
 発行者 中島資皓

発行所 〒103 東京都中央区日本橋本石町1-2-1 東洋経済新報社
 電話 編集03(3246)5661・販売03(3246)5467 振替 東京3-6518
 印刷・製本 東洋経済印刷

本書の全部または一部の複写・複製・転載および送信または光記録媒体への入力等を禁じます。これらの許諾については小社までご照会ください。
 © 1991 〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします。
 Printed in Japan ISBN 4-492-44138-7